

技能実習生受入れ事業の体制・運営について

アジアビジネスサポート協同組合

アジアビジネスサポート協同組合は、別紙の組織表及び役割分担表に基づき、「監理運営委員会」を中核とし監理体制を強化する。

概要:

- ・ 「監理運営委員会」で実習実施機関における入管法及び労働関係法に基づく監理強化を図る。
- ・ 「監理運営委員会」は、監査結果を踏まえ、1か月に一回開催し、各実習実施機関の監理状況の詳細を把握し、課題・問題点があれば、即時改善させる。
- ・ 各担当の職務内容を明確化する。

・相談窓口について

事務局に実習生の母国語理解者による相談窓口を設け、併せて通訳・相談員の電話による24時間対応を実施とする。

・定期訪問指導について

理事及び相談員、通訳は1か月に1回以上の定期訪問を実施し、現況を把握する。

技能実習生へのヒアリングをこまめに行い、実習状況や実習生の状況等を把握する。

・監査報告について

担当理事・監事は、新規受け入れ実習実施機関については入国6か月間については毎月。それ以降は3ヶ月に最低1回の実習実施機関の監査を実施する。

監査報告書については、「監理運営委員会」に提出し、審査し改善する必要がある点については即時対応する。

技能実習生の実習状況確認、待遇状況等のヒアリングによる状況把握を行う。

監査報告は、東京入国管局への定期提出を実施する。

・入国時の講習会実施について

日本語教育、生活全般、職種に対応した講習会を実施する。